

# 「神奈川県犯罪被害者等支援条例 (仮称)」の基本的考え方について 皆様のご意見をお寄せください

本県では、犯罪被害者等の方々への支援施策の充実と犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定に向けて検討を進め、このたび、条例の基本的考え方を取りまとめました。つきましては、県民の皆様からのご意見を条例に反映していきたいと考えておりますので、この条例の基本的考え方(7~9ページ)について、次の方法によりご意見を提出くださるようお願いいたします。

## 1 意見募集期間

平成20年7月11日(金)~8月15日(金)

## 2 ご意見の提出方法

このチラシの裏面の「意見等記入用紙」をご利用いただくか、「犯罪被害者等支援条例について」と明記して、郵送、ファックス、または電子メール(フォームメール)のいずれかの方法で、神奈川県安全防災局安全・安心まちづくり推進課までお送りください。

## 3 ご意見の提出先

### ① 郵送

〒231-8588

神奈川県 安全防災局 安全・安心まちづくり推進課

(郵便番号と課名で届きます)

郵送の場合「わたしの提案(知事への手紙)」専用封筒をご利用いただけます。(専用封筒は県の施設、市町村の窓口などにあります。)ご利用の際は、上記のとおり「犯罪被害者等支援条例について」と明記してください。

### ② ファックス

(045)210-8954

### ③ フォームメール

県のホームページから電子メール(フォームメール)を利用して、ご意見の提出ができます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/higaisyasienjourei/index.html>

## 4 ご意見への対応

皆様からいただいたご意見は、犯罪被害者等支援条例(仮称)の素案を作成するうえでの参考とさせていただきます。また、後日、ご意見に対する県の考え方を一覧表に取りまとめて、県のホームページをはじめ、安全・安心まちづくりセンター、県政情報センターなどで公表する予定です。(個別の意見に対する回答はいたしませんのでご了承ください。)

## 5 問い合わせ先

神奈川県安全防災局安全・安心まちづくり推進課調整班

電話 (045)210-3511(直通)

## 神奈川県犯罪被害者支援県民大会を開催します~それぞれの立場からはじめる犯罪被害者支援~

犯罪によって家族を亡くされた方による基調講演、犯罪被害者の方々や支援に携わっている方々によるパネルディスカッション、犯罪被害者等支援条例(仮称)の基本的考え方の説明を行います。

【開催日時】平成20年7月26日(土) 13:20~16:15 (開会前12:30から犯罪被害者等に関する啓発用DVDを上映)

【会場】「はまぎんホールヴィアマーレ」横浜市西区みなとみらい3-1-1 横浜銀行本店ビル1階

JR・横浜市営地下鉄桜木町駅下車動く歩道利用5分、みなとみらい線みなとみらい駅徒歩7分

【定員・申込み方法】定員500人・入場無料、7月22日(火)までに、上記問い合わせ先までお申込みください。

開催案内のページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/higaisya/sympo20.7.26.html>

# I 犯罪被害者等の置かれている現状とこれまでの取組

## 1 犯罪被害者等の置かれている現状

犯罪被害者等の方々は、決して特別な存在ではなく、誰もが犯罪の被害者になる可能性があります。

県では、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、さまざまな活動を推進しておりますが、依然として事件や交通事故などによる犯罪が後を絶ちません。

平穏な日常生活を送る中で、ある日突然こうした犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等の方々には、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、事件による「精神的ショック」や「身体的不調」、医療費の負担や働けなくなるなどによる「経済的問題」など、被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられています。

また、さまざまな場面において、被害者の方々の心情への配慮に欠けた周囲の対応による精神的被害を受けるとともに、社会からの好奇な目、誤解に基づく中傷などに心痛め、社会から孤立することも少なくなく、こうした精神的被害はきわめて深刻です。

## 2 これまでの犯罪被害者等支援の取組

### (1) 国の犯罪被害者等支援の取組

○ 国では、犯罪被害者の方々が直面している困難な状況を踏まえ、その権利利益の保護を図り、総合的な支援を進めることを目的として、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」を制定し、平成17年4月に施行しました。

○ 平成17年12月には、「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」など258の支援施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

※「犯罪被害者等基本計画」に基づき、国レベルでの支援施策の充実が進められています。

- ・ 犯罪被害者等給付金の引き上げ
- ・ 刑事裁判への被害者参加制度の導入 など

### (犯罪被害者等基本法の概要)

#### ● 基本的理念

- ・ すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ・ 犯罪被害者等のための支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を講じ、犯罪被害者等への必要な支援を途切れることなく行なう。

#### ● 犯罪被害者等の定義

「犯罪被害者等」とは、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

#### ● 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

## (2) 神奈川県における犯罪被害者等支援の取組

- 神奈川県における犯罪被害者等の方々への支援については、警察本部が中心となって、取組んできましたが、犯罪被害者等基本法を踏まえ、平成18年度には、警察本部、知事部局、教育委員会などを含めた全庁体制で、県の犯罪被害者等支援施策について検討を行い、既存の施策を中心に体系的に整理（104事業）し、周知用のパンフレットを作成・配布しました。

(URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/sienpanf.pdf>)

- また、平成19年度には、
  - 犯罪被害者等総合相談窓口の設置
  - シンポジウムや職員研修など理解増進のための普及啓発事業などを実施するとともに、支援施策の更なる充実と条例の制定について検討を行うため、有識者懇談会を設置しました。

### [犯罪被害者等総合相談窓口の概要]

専門の相談員が、県の犯罪被害者等支援施策全般に係る相談をお受けしています。

○場所：神奈川県庁第二分庁舎1階 安全・安心まちづくりセンター内

○時間：10:00～16:00（土日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。）

○相談方法 電話：045-210-3530 F A X：045-210-8954

フォームメール：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/sien.html>

○面接：お電話によりご予約ください。

## II 「犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」における検討経過

「神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」（座長：中央大学法科大学院・法学部 椎橋 隆幸教授）では、平成19年6月の設置以降約1年をかけ、犯罪被害者等の方々のご意見等の把握に努めながら議論を行い、県の取り組むべき支援施策と条例の基本的考え方についての提言をまとめ、平成20年5月26日に県に提出しました。

### 提言の概要

- 県が支援を進める上での目的、基本方針について
- 県として取り組むべき支援施策について（10ページ参照）  
日常生活の回復に向けたきめ細かい支援メニューの提供、支援体制の構築、普及啓発、人材育成、推進体制の整備、地域における支援活動の推進等
- 条例制定の必要性及び条例に盛り込むべき事項について  
目的、基本理念、責務、基本的施策、計画の策定、財政上の措置等

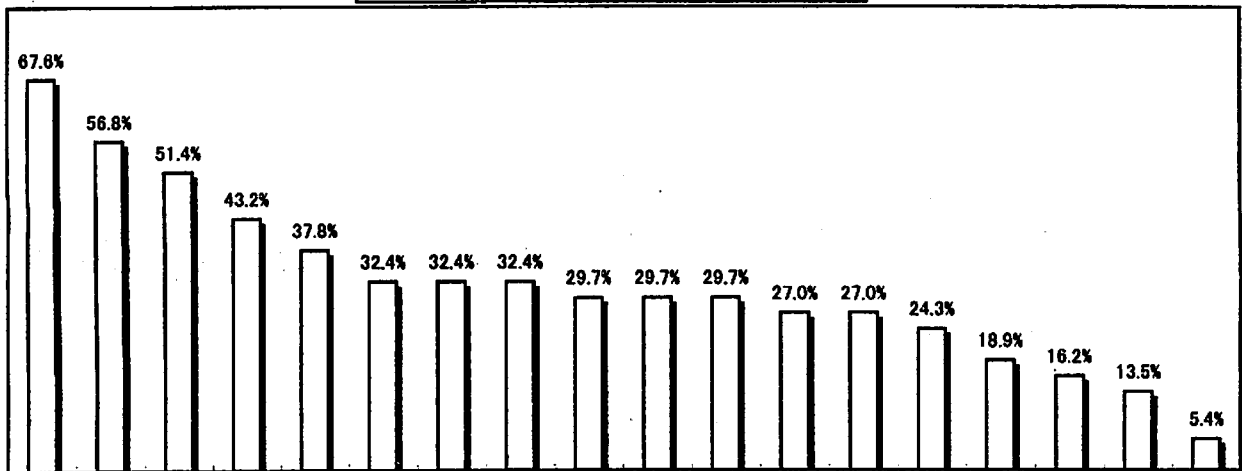
### Ⅲ 犯罪被害者等と県民の意識

#### 1 犯罪被害者等意識調査

平成19年神奈川県が、県内の犯罪被害者等を対象に事件後の心境や状況、必要と感じる支援、地方公共団体に求める支援施策等について実施した意識調査の主な結果は次のとおりでした。

- 回答のあった犯罪被害者の方々の多くが、事件後、
  - 「不眠・食欲減退などの症状が続いた」などの精神的・身体的不調
  - 「事件に関連して医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた」、  
「収入が減って生活していく上での不安があった」などの経済的問題
  - 「刑事手続についてわからず不安だった」、  
「警察などでの事情聴取が苦痛だった」といった捜査等の過程における  
情報不足や精神的負担
  - 「人目が気になり、外出できなくなった」、  
「家事、育児、介護ができなくなった」などの日常生活上の支障
  - 「マスコミからの取材で迷惑した」  
など様々な問題を抱えている。
  
- さらには、
  - 「事件後に困ったことなどを相談できる窓口などがなかった」
  - 「事件のことを安心して話せる人がいなかった」  
というように相談できる人や窓口がないと感じている。

犯罪被害者等の事件後の心境や状況



不眠、食欲減退などの症状が続いた

事件に関連して医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた

刑事手続についてわからず不安だった

警察などでの事情聴取が苦痛だった

人目が気になり、外出できなくなった

収入が減って、生活していく上での不安があった

マスコミからの取材で迷惑した

事件後に困ったことなどを相談できる窓口などがなかった

家事、育児、介護ができなくなった

捜査状況が知らされず不安だった

事件のことを安心して話せる人がいなかった

噂を立てられたり、心ない言葉に傷つけられたりした

事件をきっかけに退職、休職せざるをえなかった

家族関係が悪くなってしまった

治療を受けた

役所の手続が複雑で、手間取った

心身の不調のため、医療機関で治療を受けた

転居しなければならなかった

自ら又は子どもが不登校になった

(2) 必要と考える支援

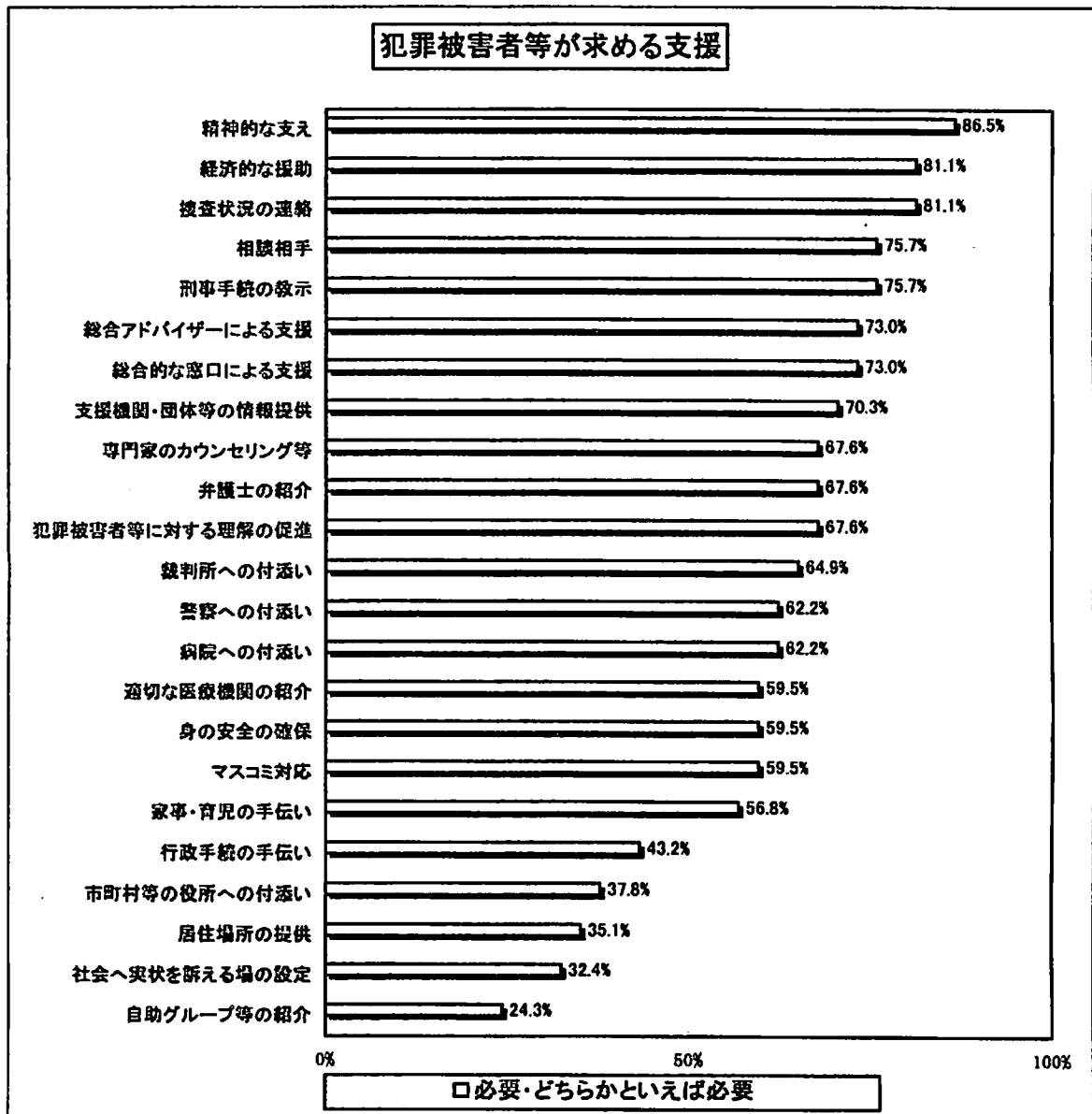
○ 回答のあった犯罪被害者の方々の多くが、

- 精神的な支え
- 経済的な援助
- 捜査状況の連絡 を望み、

- 支援機関・団体等の情報提供
  - 専門家のカウンセリング
  - 弁護士の紹介、
  - 裁判所、警察、病院等への付添い
- などの支援も必要としている。

○ また、警察や県・市町村等の公的機関に対して、

- 総合的な窓口等による支援
  - 犯罪被害者等に対する理解の促進
- といった施策を求めている。



**【犯罪被害者等意識調査】**

平成19年神奈川県が県内の犯罪被害者等を対象に必要と感じる支援や地方自治体に求める支援施策等を調査。

県警察本部及び認定NPO法人神奈川被害者支援センターを通じ、内諾を得られた犯罪被害者等（事件から概ね1か月以上を経過した方）70人に対して調査票を郵送し、37人から回答を得た。（回収率52.8%）

## 2 有識者懇談会における犯罪被害者等からの意見聴取

平成19年10月1日に開催した第3回有識者懇談会において、犯罪被害者の方からの意見聴取を実施した。意見の概要は、次のとおりでした。

(有識者懇談会報告書より)

### 【支援全般について】

- 犯罪被害者等支援は、破壊された日常生活を取り戻すための総合的な支援である。
- 犯罪被害者等がきめ細かな支援を受け、国や社会から見捨てられていないという実感を積み重ねていくことが、回復につながる。

### 【具体的支援について】

- きめ細かい支援
  - ・ 裁判所、警察、役所等への付添や手続の代行
  - ・ 家事手伝い等日常生活の支援      ・ 経済的支援
- 二次被害の防止
  - ・ 多くの人に犯罪被害者等が置かれている状況を理解してもらう広報啓発活動
- 人材育成
  - ・ 行政職員への研修      ・ 犯罪被害者等支援の専門家の育成
- 支援体制の整備
  - ・ 関係機関、団体との連携、ネットワークの構築
  - ・ 民間支援団体と自治体との実務的な連携
- 民間支援団体との連携、支援
  - ・ 民間支援団体への人材派遣や財政的支援

#### 【犯罪被害者等からの意見聴取】

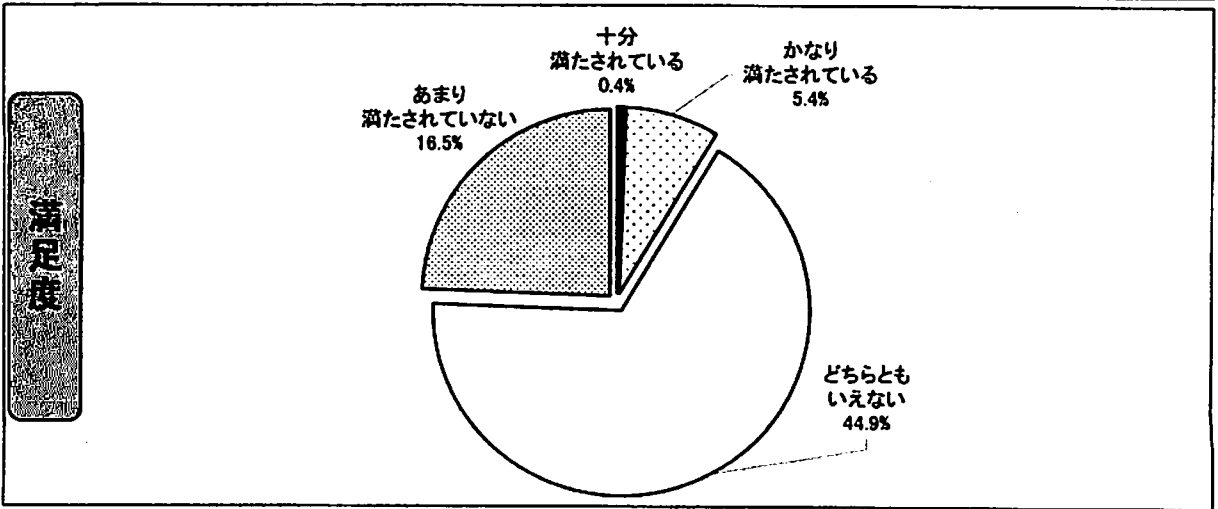
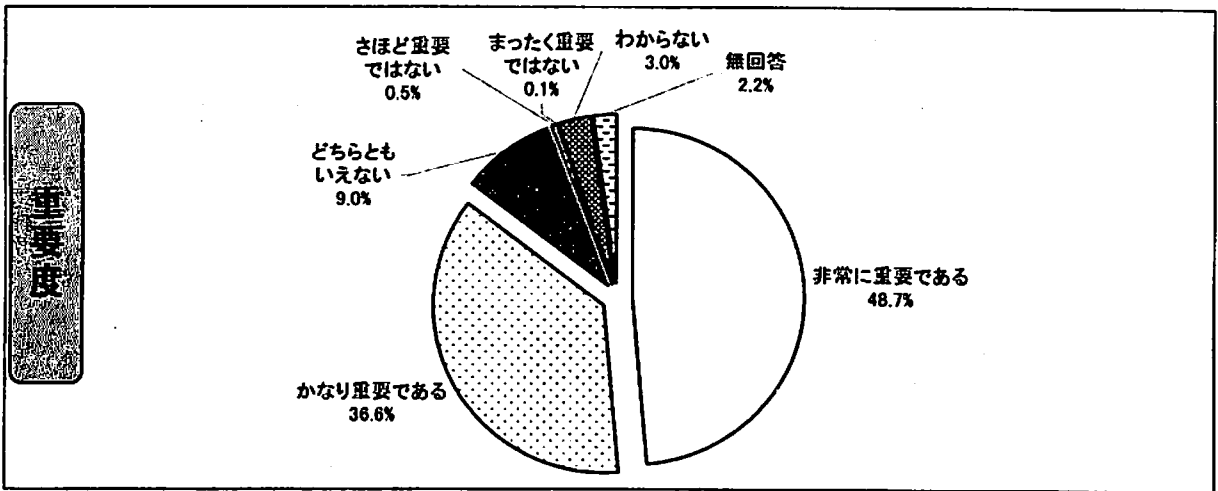
平成19年10月、有識者懇談会において実施、被聴取者は、交通事故被害者遺族、殺人事件被害者遺族

## 3 犯罪被害者等支援に対する県民の意識

平成19年度、県が実施した県民ニーズ調査において、県の施策についての重要度と満足度を調査したところ「犯罪被害にあった場合の支援施策・事業が充実していること」という項目に対しては、「非常に重要である」、「かなり重要である」と回答した人が85.3%であり、重要と意識している県民の方が多数でした。

その一方、この項目に対する満足度は、「十分満たされている」、「かなり満たされている」と回答した人が5.8%と少数でした。

また、「どちらともいえない」と回答した人が44.9%、「わからない」と回答した人が20.7%と多いことから、犯罪被害者等支援に関する情報や理解が低いことも推察されます。



**【県民ニーズ調査】**  
 平成19年8月～9月、神奈川県が実施、調査対象は、県内在住の満20歳以上の男女（外国籍県民を含む。）3,000人（回収率51.2%）

# 「神奈川県犯罪被害者等支援条例(仮称)」 の基本的考え方について

## IV 「犯罪被害者等支援条例(仮称)」の基本的考え方について

### 1 条例制定の趣旨

有識者懇談会の提言を踏まえ、犯罪被害者等支援を推進する上での目的や基本的考え方を広く県民に明示し、また、基本法を補完して、県・県民・事業者・民間支援団体の担うべき役割や責務を明確にするとともに、犯罪被害者等が必要とする多岐にわたる支援施策を県として総合的に推進していくための条例を制定します。

### 2 条例制定における基本的考え方

条例制定における基本的考え方として、次の点を重視する。

- 犯罪被害者等が犯罪により壊された「日常生活を回復するための支援」の充実
- 「全ての県民の理解と配慮、自発的な支援」による犯罪被害者等を支える地域社会づくり
- 「多様な主体の協働・連携」による犯罪被害者等支援の推進

### 3 「犯罪被害者等支援条例(仮称)」の子案

#### 目的

犯罪被害者等支援に関する基本理念、県・県民・事業者・民間支援団体の責務・役割を明確にし、総合的な支援を推進することにより、次のことを達成する。

#### ◎ 犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減

思いがけず犯罪の被害に遭い、精神的、身体的、また生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等の現状を踏まえ、犯罪被害者等の受けた被害の早期軽減・回復を図ること。

#### ◎ 犯罪被害者等を支える地域社会の実現

二次被害がなく、全ての県民が犯罪被害者等を支える地域社会を実現すること。

#### ◎ 県民生活の向上

県民誰もが犯罪被害者になる可能性があることから、犯罪被害者等の支援を充実することにより、県民全体の生活の向上に資すること。



## 定義

条例上必要な用語の定義を定める。

### ① 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。※

### ② 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。

### ③ 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。

※ 犯罪被害者等基本法と同様に、「犯罪等」については、配偶者暴力やストーカーなどで、犯罪に至らない行為（精神的被害を受ける行為等）も含まれることとしています。

## 基本理念

犯罪被害者等支援の推進にあたっては、次のことを基本理念として掲げる。

### ① 日常生活回復のための被害者の立場に立った支援

犯罪被害者等が個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを尊重し、犯罪によって壊された日常生活を一刻も早く回復できるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れなく提供する。

### ② 全ての県民の理解、配慮、自発的な支援の促進

行政はもとより、広く県民や事業者等が、犯罪被害者等の置かれた状況やその心情に対する理解を深め、配慮するとともに、それぞれの立場での自発的な支援の取組が広がるように施策を進める。

### ③ 行政、県民、事業者、民間支援団体等の協働・連携

犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、多種多様な支援を途切れることなく行っていくため、県、警察、市町村、県民、事業者、民間支援団体、自主防犯活動団体等の協働・連携を重視する。

## 責務

県、県民、事業者、民間支援団体の責務として次のとおり定める。

### ① 県の責務

- 総合的な支援施策を策定し、計画的に実施すること
- 支援施策推進に当たり、支援関係機関と連携協力を努めること
- 県民・事業者・民間支援団体・市町村の行う犯罪被害者等支援の取組に対して支援に努めること

### ② 県民、事業者、民間支援団体の責務等

- 犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、配慮に努めること
- 自らできる犯罪被害者等支援の推進に努めること
- 県の施策に協力するよう努めること

## 基本的施策

県が実施する施策の基本的内容・方向性を次のとおり定める。

### (1) 日常生活を回復するためのきめ細かい支援

犯罪被害者等が壊された日常生活を回復していくために、きめ細かい支援メニューを提供する。

- 経済的負担の軽減
- 一時的な住居の提供
- 弁護士による法律相談
- 精神的ケアに係る支援
- 行政手続・病院等への付添い、日常生活支援等

### (2) 支援体制の構築

途切れのないきめ細かい支援を犯罪被害者等に確実につなげるため、支援体制を構築する。

- 県・県警察・民間支援団体が一体となった総合的支援体制の整備
- 支援機関ネットワークの構築
- 民間支援団体への援助等

### (3) 普及啓発

二次被害を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう県民、関係団体及び事業者等を対象としたきめ細かい普及啓発を行う。

### (4) 人材育成

犯罪被害者等支援を担う専門人材の育成を図るとともに、支援の裾野を広めるための人材育成、犯罪被害者等に接する可能性の高い行政機関等の職員への研修を行う。

### (5) 推進体制の整備

県民や市町村等と連携し、犯罪被害者等への理解促進や支援を推進するための推進体制を整備する。

### (6) 地域における支援活動の推進

地域の自主防犯活動団体等への情報提供など地域における支援活動を推進する。

## 計画等の策定

支援施策の総合的、計画的な推進を図るため、実施計画又は取組指針等を策定する。



【参考】神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会 からいただいた提言  
県として取り組むべき支援施策

(1) 日常生活の回復に向けたきめ細かい支援メニュー

犯罪被害者等が必要とするきめ細かい支援メニューを用意する必要がある。

経済的負担の軽減	生活資金貸付	医療費など、当座の生活資金に困窮するといった被害者のニーズに即した新たな生活資金貸付制度を検討する。
	居住(避難)場所の提供	犯罪等により、居住していた住宅が使用できなくなったなど、被害者の居住場所のニーズに応えられるよう、被害直後の避難場所の確保等を図る。
	捜査過程において生ずる費用負担の軽減	現状、犯罪被害者等の負担となっている捜査過程での旅費や診断書料等について、費用負担の軽減措置を講ずる。
	支援に精通した弁護士による法律相談の充実	犯罪被害者等が抱える法的問題に関する相談について、費用負担の軽減という観点を含めて検討し、安心して相談できる仕組みを構築する。
	精神的ケアリングの充実	臨床心理士等支援に精通した専門家による十分なカウンセリングが受けられるよう費用補助を行う。
生活支援		付添や家事手伝いなどの直接支援・生活支援の担い手を育成・確保し、迅速、機動的に対応できる体制を整備するなど、直接支援・生活支援の提供に取り組む。

(2) 支援体制の構築

途切れなきめ細かい支援を犯罪被害者等に確実につなげるための支援体制を整備する必要がある。

総合的支援体制の整備と支援コーディネーターの配置	県、警察、民間支援団体が一体となった総合的支援体制を整備するとともに、「支援コーディネーター」を置き、犯罪被害者等が必要とする支援全般のマネジメントを行う。
支援機関ネットワークの構築	犯罪被害者等がどの機関・団体を起点としても、必要な情報や支援を途切れなく受けられるよう、支援を行う関係機関等との緊密なネットワークを構築し、実務レベルでの連携を強化する。
民間支援団体への援助	民間支援団体と連携協働し、支援施策を展開するとともに、活動場所や運営費に係る公的支援について検討する。

(3) 普及啓発

犯罪被害者等の現状と支援の必要性について、対象者別にきめ細かく、心に響く普及啓発を行うべき。

(4) 人材育成

犯罪被害者等支援を担う専門人材の育成、地域における理解を促進する人材の育成、犯罪被害者等に接する可能性の高い行政機関等の職員への研修の充実に取り組むべき。

(5) 推進体制の整備

犯罪の発生を抑える「安全・安心まちづくり活動」と連携して、普及啓発等に取り組むための推進体制を整備すべき。

(6) 地域における支援活動の推進

自主防犯活動団体等への情報提供を充実するなど、地域における支援活動を推進すべき。

(7) 市町村の取り組みの促進

今後市町村において、○総合相談窓口の開設 ○普及啓発や職員研修の充実 ○福祉施策等既存施策の犯罪被害者等への適用 などの取組が進められることが望まれる。県としては、市町村への情報提供などに努め、市町村の犯罪被害者等支援への取組を促進すべき。

